

第27回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年11月10日（木）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

大須賀滋，岡本敏孝，金子桃子，佐久間仁，佐藤俊正，杉谷剛，土本真弓，富田有香，中村昭子，橋本治（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

首席家裁調査官，家裁首席書記官，次席家裁調査官，家裁訟廷管理官，家裁事務局長，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

4 議事

- (1) 各委員の紹介
- (2) 前回委員会での提言に対する報告
- (3) DVD「少年審判～少年の健全な育成のために～」視聴
- (4) 少年事件の動向及び岐阜家裁における再非行防止の取組について
- (5) 少年審判廷の見学
- (6) 意見交換 「意見交換の要旨」は別紙のとおり
- (7) 次回期日 平成29年5月23日（火）午後1時30分
- (8) 次回の意見交換の主なテーマについて
未定

(別紙)

意見交換の要旨

(委員長) 少年事件の動向として、事件数自体は減少を続けているが、再非行率は上昇している。これは少年審判手続での働きかけの効果がでていないとも捉えられる。そこで、本日は再非行を防止するための効果的な取組について意見交換をさせていただくこととしているが、まず前提として、少年非行の現状について、それぞれの立場でどのように受け止めているのかを伺いたい。

(A委員) 以前は少年の服装などから生活の乱れを察知することができたが、最近は大成人から見て非行の入り口が見えづらくなったということを教育委員会の関係者から聞いている。また、いじめの原因の一つとして親の収入格差があるが、各種補助が充実してきたことから、学校側が家庭の経済状況を把握しづらくなっていることもあり、大成人が子どもの問題を把握できないようになってきているのではないかと。

(B委員) 少年の非行事件は減少しているとのことであるが、環境に適応できない子どもは増え続けている。適応力の低い子どもは非行につながりやすいと考えられるから、適応力の低い子どもに対して効果的な働きかけをすることが再非行防止につながると思う。

(委員長) 事前に伺った意見の中で、発達障害など少年の特性も非行に影響を与えているという指摘も見られた。その他にインターネットの普及が少年の生活に大きな影響を与えているのではないかと指摘も多く見られたが、この点についてはどうか。

(C委員) インターネットの普及が少年に影響を与えていることは間違いないと思うが、悪い影響だけでなく、例えば外国の情報を得るなど日本にいながら世界を広げることができるなど少年にとって良い影響もある。

インターネットの普及や貧困家庭の半分以上が一人親家庭であるというような大人の社会の状況が少年に大きな影響を与えていると考えられる。一人親家庭の少年と非行が必ずしも結びつくわけではないだろうが、非行の問題を解決するには大人社会の問題を解決していく必要もある。

(委員長) 経済状態が苦しい家庭は、親が長時間働く必要があり、子どもが放置されやすく、非行につながるという意見も出されていた。

(D委員) 近くの中学校では、非行にまでは至っていないが、騒ぐなどして生徒が先生の指導も相手にしていないような状況があると聞いており、心配している。

(E委員) 現場で少年にあわせて個別具体的な方法で指導していくしかないのではないか。

また、学校の先生について言えば、父母よりも年齢が若い先生が多くなり、父母に対して十分な指導ができていないように感じる。

(F委員) 家庭環境、友人環境、インターネットの普及など少年が非行に至る要因は幅広い。先ほど指摘があったように、インターネットが必ずしも悪いというわけではないと思うので、良い付き合い方ができるように、未成年者に対するフィルタリング機能の設定や午後9時以降の使用制限などを保護者に対して啓発している。今は、自己肯定感がない子どもが孤立して、インターネットなどの薄いつながりで行動を起こしているように感じる。

(委員長) 少年の非行の要因は多面的な背景があり、家庭裁判所では取組が難しい部分もあるだろうが、少し話を広げて少年の非行を防ぐための公的あるいは地域の取組としては、どのようなことが考えられるだろうか。

(B委員) 多面的な状況に対処しようとする、多面的な人を集めないといけない。しかし、あまり人を広げすぎると、逆に何をしたいかわから

なくなってしまう。最近は育てにくい子どもが増えているように感じており、家裁調査官の説明にあったように、生物学的側面に配慮することも必要であろうし、多面的な状況で非行少年を教育するには4、5年はかかるのではないだろうか。説明のあった補導委託でも、少なくとも3年はかけないと立ち直れない人が増えていると思う。

(C委員) 詐欺の事件が増えているという説明があったが、大人が子どもを使って詐欺をさせているのであって、少年の特徴というより、大人社会の影響が大きいと思う。インターネットの使用を制限するのも、一つの方法ではあるが、そもそもインターネットを使った犯罪は大人社会の方が圧倒的に多いことや少年の教育はもともと親がしているのであるから、再非行の防止には少年だけでなく、大人社会にも目を向けないといけない。子どもに元気がなくなっているのだとしたら、それは大人社会にも問題があるのではないか。

(委員長) 発達障害などの子どもは、生物学的に見て増えているのだろうか。

(G委員) 確かに患者数は増えているようだが、生物学的に見て、発達障害が増えるということは考えづらく、昔は子どもの数も多く、そこまで目が向かなかったということではないだろうか。

医師として少年に指導することも多いが、やはり家庭環境、友人環境が少年に大きな影響を与えていると感じる。

再非行までの期間というのはどれくらいなのだろうか。また、非行の内容も同じことを繰り返すことが多いのだろうか。

(H委員) 感覚的なものであるが、期間については短い少年もいれば長い少年もいる。ただ、試験観察中よりは、試験観察後の保護観察中に再非行をするケースが少なくない。非行の内容については、窃盗は繰り返すことが多く、また仲間と同じ非行を繰り返すことが多いという印象もあるので、少年を更生させるには、当該少年だけではなく仲間の少年にも目を向ける必要がある。

(G 委員) 少年の指導に当たって、友人関係にどこまで踏み込むことができるのか。

(E 委員) 保護司によって異なるが、友人関係は少年の更生には重要であり、ざっくばらんに話をして指導をしないと効果がないと考えている。そのため、友人関係や場合によっては雇用主まで踏み込んで指導をすることはある。

発達障害を持つ子どもとない子どもと一緒に勉強させることについては、大人の間で考え方にギャップが生じていることも問題ではないだろうか。

インターネットの使用を制限するという話も出ていたが、生徒会や P T A など下から押し上げる形でないと効果が薄いと思われる。

(F 委員) 障害を持つ子どもの教育の在り方については、学校側と親との間でもギャップがあるようである。

(B 委員) 岐阜県では国の法律に則って、通常学級と特別支援学級のどちらを選択してもよいということになっているが、他害的な子どもの場合に問題となる。発達障害に関しては数多くの相談を受けているが、本当に扱いが難しいのは一割くらいだと思う。発達障害は環境が良ければ社会にも適応していくので、まず保護者がどう子どもを育てていくかということが大きい。先ほど言った扱いが難しい子どもを、他の子とうまくやれるように考えながら教育していかないといけない。

(A 委員) 非行という点でいうと、何か問題を起こすと、すぐに他の保護者から学校に出てこないようにしてほしいという意見が出されると聞いている。すぐに別扱いにしてしまうと、周囲が協力して更生させる機会を摘んでしまって、子どもは孤立して、ますます非行に向かってしまうのではないか。この問題も子どもの問題ではなく、大人の問題だと思う。

(E 委員) 一口に発達障害と言っても、非常に多岐にわたり、やはり個別の症

状を踏まえながら指導していく必要がある。

インターネットは今やなくてはならないものになっており、子どもに限ったものではないが、思考力が落ちてしまうという弊害があると考えている。

(委員長) 少年非行といっても、家庭を含めて社会全体を反映しているが、家庭裁判所としてどのような取組をしていくことが考えられるだろうか。

(C委員) 補導委託制度について、受け入れ先の数は足りているのか。

(事務担当者) 以前は暴走族の少年を親方のところなどへ委託すると、そこで頑張っ
て更生するというようなことも多く、比較的活用しやすい状況だった。しかし、周囲とうまくコミュニケーションがとれず、孤立してしまう少年にマッチした委託先を確保するのが難しいという現状がある。

(C委員) 県内の補導委託先は、何か所なのか。

(事務担当者) 身柄付の補導委託先は県内に9か所ある。

(C委員) 補導委託は数か月ということだったので、9か所は少ないのではない
か。

(事務担当者) 先ほど説明したように、事件数自体は減っており、再非行をする少年の絶対数も減少している。ところが、新受件数の減少ほど、再非行の事件の割合は減少していないことから、処遇が難しい少年にどうアプローチしていくかが課題になっている。

(委員長) 補導委託は軽い非行の少年は対象としておらず、少年事件の絶対数も減少していることから、必ずしも委託先の数が少ないというわけではない。

(C委員) 補導委託という制度は、家庭に帰るとまた非行に向かってしまうというような少年の再非行の防止につながる非常に良い制度だと思うので、もっと活用できたらと思うが、これは無償なのか。

(事務担当者) 少年の生活の面倒を全て見ているので、決められた額は支給されるが、利益があがるものではないボランティアである。そのため、家庭裁判所としては委託先を開拓したいが、なかなか難しいのが現状である。

(委員長) 大人社会のよい部分を見てもらうということで、うまく機能すれば非常に良い制度だと思われるが、最近の少年はコミュニケーションがとりづらいいいことを委託先からも聞いている。

(I 委員) 昔の子どもは元気があって、暴走族など組織力もあったと思う。今の子どもは組織力がないので、その場その場でつながっているだけで、孤立している。そういう少年の再非行防止に向けてどういった働きかけができるかということが課題である。少年は違うタイプの大人と接することで変わるため、軽い非行でも立ち直りが難しい少年に、委託先で生活の一部を送るといような中間的なものがあるといいかもしれない。

(C 委員) 昔は、子どもが接する大人は、近所の人や自治会の人など様々であったが、最近子どもが接する大人が親と先生だけになってしまっている。いろんな大人と接することでコミュニケーション能力が伸長するので、様々な大人と接する機会を作るのは良いと思う。

家庭裁判所は少年の更生に向けて努力されているが、少年非行は大人社会のひずみに関係しているのだから、大人たちを教育しないと家庭裁判所だけで解決するのは難しいと思う。

(委員長) 一般的には地域の力が落ちているということが言われているが、実際の地域の状況はどうか。

(D 委員) 自治会をやめていく人は多くなっている。特にマンションに住んでいる人の加入率が低く、自治会での活動もまとまらないということがあり、地震など緊急の事態で結束できないと大変な問題になるのではないかと危惧している。

岐阜市では、学校と地域を連結するコミュニティスクールという制度を実施している。この制度は、学校運営に地域の力を加えるというものであるが、先生、保護者、地域がスクラムを組むことによって学校の環境が良くなってきているし、非行の防止にもつながるのではないかと期待している。

(委員長) 少年の立ち直りを支援するために、地域や企業の活動に何か組み込むことは難しいだろうか。

(D委員) 自治会も高齢化しており、自治会単独で少年の援助ということまでの活力はないので、保護司などと協力しながら援助していくということになると思う。

(A委員) 企業の社会貢献として障害者への支援というのはあるが、まだ非行少年への支援という活動はないと思う。

(委員長) 地域のつながりが薄れ、地域活動への参加には消極であるという一方で、震災などのボランティアには若者も積極的に参加しているというギャップはどう捉えたらよいのか。

(B委員) 家裁調査官から処遇が難しいと言う話があったがそれと同じだと思う。目立つものには飛びつくが、そこから先にいかない。若者に潜在的な力はあると思うが、自主的に動くということができないので、枠組みを作ることで若者の力を活用できるのではないか。

(委員長) 非行は社会全体から影響を受けているので、再非行防止について簡単に答えが出るものではないと思うが、本日の御意見を今後の家庭裁判所の取組の参考にさせていただきたい。

以 上